

## 第2章 普通預金の担保化

野 村 豊 弘

### 1 はじめに

#### (1) 預金の担保化

従来、銀行などの金融機関が顧客に対して、貸付その他の信用供与を行う場合に、将来銀行が債権を容易に回収する手段を確保するために、さまざまな担保の利用がなされてきた。とくに、不動産に抵当権を設定すること、信用保証協会あるいは個人による保証が広く利用されてきた。そして、預金債権も担保として利用されていたが、担保の対象となる預金については、一般に定期預金のような固定性の預金（しかも自行担保）が考えられていた<sup>(1)</sup>。流動性の高い普通預金については、普通預金の債務者である銀行が預金者に対する債権との相殺の期待を有しているにとどまり、担保として積極的に利用することは余り考えられてこなかった。

しかし、バブル経済の崩壊後、不動産の価値が必ずしも安定的に上昇するものではなくなったことなどの影響を受け、不動産以外の担保方法の必要性が相対的に大きくなった。また、主として、中小企業に対する信用供与に関して、人的保証（とくに個人保証）に過度に依存することに対する批判も強くなっている。このような状況の中で、後述するような銀行実務の進展によって、普通預金の担保化が考慮されるようになった。

#### (2) 集合債権の譲渡担保

普通預金の担保化に関しては、集合物・集合債権に関する法理（とくに流動動産・債権の特定性に関する法理）が大きな影響を与えているように思われる。そこで、集合動産・集合債権に関する判例について、概観する。

判例は、在庫商品のように、変動する物を一括して譲渡担保の目的とすることを認めてきた（最判昭和54年2月15日民集33巻1号51頁、最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁等）。最判昭和54年2月15日は、A会社がY会社に寄託していた乾燥ネギ44トン余のうちの28トンをX会社に譲渡担保として提供した場合に、X会社のY会社に対する乾燥ネギの引渡請求について、「構成部分の変動する集合動産についても、その種類、所在場所及び量的範囲を指定するなどなんらかの方法で目的物の範囲が特定される場合には、一個の集合物として譲渡担保の目的となりうるものと解するのが相当である」と判示し、集合動産について一個の譲渡担保契約が成立しうることを認めた（ただし、具体的事件の解決としては、目的物が

未だ特定していないとして、譲渡担保の成立を否定している)。そして、最判昭和 62 年 11 月 10 日は、A 会社に棒鋼を売却した Y 会社が動産売買先取特権に基づいて、A 会社の倉庫に搬入済みの鋼材について、動産競売の申立てをしたのに対して、X 会社が Y 会社の倉庫および敷地・ヤード内にある棒鋼等一切の在庫商品について譲渡担保権の設定を受けていると主張して、第三者異議の訴えを提起した事案について、次のように判示し、このような構成部分の変動する集合物を目的とする譲渡担保権の効力を認め、動産先取特権者に対して、対抗できるものとしている。すなわち、判旨は、「債権者と債務者との間に、右のような集合物を目的とする譲渡担保権設定契約が締結され、債務者がその構成部分である動産の占有を取得したときは債権者が占有改定の方法によってその占有権を取得する旨の合意に基づき、債務者が右集合物の構成部分として現に存在する動産の占有を取得した場合には、債権者は、当該集合物を目的とする譲渡担保権につき対抗要件を具備するに至ったものということができ、この対抗要件具備の効力は、その後構成部分の変動したとしても、集合物としての同一性が損なわれない限り、新にその構成部分となった動産を包含する集合物について及ぶものと解すべきである。したがって、動産売買の先取特権の存在する動産が右譲渡担保権の目的物である集合物の構成部分となった場合においては、債権者は、右動産についても引渡を受けたものとして譲渡担保権を主張することができ、当該先取特権者が右先取特権に基づいて動産競売を申立てたときは、特段の事情のない限り、民法 333 条所定の第三取得者に該当するものとして、訴えをもって、右動産競売の不許を求めることができるものというべきである。……前記事実関係のもとにおいては、本件契約は、構成部分の変動する集合動産を目的とするものであるが、目的動産の種類及び量的範囲を普通棒鋼、異形棒鋼等一切の在庫商品と、また、その所在場所を…… A 会社の第 1 ないし第 4 倉庫内及び同敷地・ヤード内と明確に特定しているのであるから、このように特定された 1 個の集合物を目的とする譲渡担保権設定契約として効力を有するものというべきであり、……」と述べている。

そして、判例は、将来発生すべき債権についても、その譲渡の効力を認め（最判平成 11 年 1 月 29 日金法 1541 号 6 頁）、さらに、集合債権として譲渡担保の効力を認めるに至っている（最判平成 12 年 4 月 21 日民集 54 卷 4 号 1562 頁）。すなわち、最判平成 12 年 4 月 21 日は、債権を担保するために債権譲渡予約がなされた場合について、「債権譲渡の予約にあっては、予約完結時において譲渡の目的となるべき債権を譲渡人が有する他の債権から識別ができる程度に特定されていれば足りる。そして、この理は、将来発生すべき債権が譲渡予約の目的とされている場合でも変わるものではない。本件予約において譲渡の目的となるべき債権は債権者及び債務者が特定され、発生原因が特定の商品についての売買取引とされていることによって、他の債権から識別ができる程度に特定されているということができ」と判示している。

### (3) 普通預金の担保化の必要性

近時、普通預金の担保を設定することの必要性、有用性については、次のような点が上げられている<sup>(2)</sup>。

第1に、プロジェクト・ファイナンスにおける融資の担保として預金口座に担保権を設定することが必要になることである。プロジェクト・ファイナンスは、特定の事業プロジェクトに対して融資するものであるが、基本的に当該プロジェクト用資産以外に債務の引当てを求めず、当該事業が生み出すキャッシュ・フロー（収益）のみを返済の減資とする融資形態であることから、融資をした金融機関が債権を回収するためには、キャッシュ・フロー（収益）を捕捉し、法的に確保する必要がある。そのために、すべてのキャッシュフローを融資をした金融機関に開設した預金口座内で行い、金融機関がこの預金口座に対して担保権を設定する方法がとられるのである<sup>(3)</sup>。また、クレジット会社が多数の顧客に対して有するクレジット債権をSPC（特別目的会社）に一括譲渡し、SPCがそれを引当に社債を発行する場合にも普通預金担保の利用が考えられる。すなわち、債権譲渡後においても、クレジット会社がサービスとして、顧客からの債権回収を代行するときに、SPCが顧客からの回収金を確保するために、クレジット会社に顧客からの回収金を一定の銀行口座（普通預金である）に分別して保管させ、その預金債権に質権等の担保権を設定するものである<sup>(4)</sup>。

第2に、スワップ等のデリバティブ取引では、多数の取引について、その都度決済されることなく、その間で清算され、差額だけが債権として残り、日々の決済尻が変動していくが、その担保として、債権額の変化に柔軟に対応しうる普通預金担保が適していると考えられている<sup>(5)</sup>。

第3に、これまで、保険代理店の口座・マンション管理組合の口座などについて、預金者が誰であるか（預金者の認定あるいは預金の帰属の問題である）かが、実務上問題となり<sup>(6)</sup>、裁判例もいくつか存在するが<sup>(7)</sup>、普通預金を含めて流動的な預金債権の担保化が可能であれば、これによって問題が解決されることになる<sup>(8)</sup>。たとえば、マンションの管理費について、管理会社名義の普通預金にマンションの管理組合のために担保権を設定することができれば、管理組合を真の預金者と認定しなくても、管理費・修繕積立金などを管理会社に支払っている区分所有者の保護が図られることになる。

### (4) 普通預金の担保化の問題点

ところで、普通預金を担保化する場合に、いくつかの法的な問題を検討しなければならない。まず、第1に、普通預金の法的性質である。第2に、担保の目的としての普通預金の特定性である。そして、第3に、担保としての効力、すなわち第三者に対する対抗力の問題であ

る。これらの問題について検討するものとして、道垣内弘人教授および森田宏樹教授の研究がある(9)。本稿では、これらの研究に依拠しながら、問題を検討することにする。

## 2 普通預金の担保化に関する法的問題

### (1) 普通預金の法的性質と特定性

#### (イ) 普通預金の法的性質

定期預金については、預金が成立すると、約定の期間が満了するまで、預金の変動することはないので、定期預金債権に担保権（一般的には質権）を設定しうることにとくに問題はない。これに対して、普通預金のような流動性の預金については、預入れと払戻しが反復・継続的になされていることから、個々の預入金ごとに格別の預金債権が成立すると見るのか、既存の預金と合わせて1個の預金債権が成立すると見るのかが問題となる。

この問題について論じた学説はそれほど多くはないが、反復する預入れまたは払戻しによる金額の増減にかかわらず、常に一体的な残高債権として取り扱うことが当初から予定されているから、1個の預金債権が成立しているとしている<sup>(10)</sup>。言い換えれば、普通預金口座の残高は変動するが、常に、1個の預金債権が同一性を失うことなく存続すると解することになろう。もっとも、普通預金の担保化を意識した分析では必ずしもないので、普通預金の法的性質をこのように解したとしても、普通預金に担保権を設定することをどのように説明するかはなお検討が必要である。

#### (ロ) 担保の目的としての独立性・特定性

道垣内教授は、普通預金債権に質権を設定することができるかは、物権の目的物に共通して要求される要件として、独立性と特定性が必要であるとしている（なお、物であることも必要であるが、債権質が認められており、この要件は問題とならないとしている）。独立性について、道垣内教授は、「普通預金債権が物権たる質権の客体としての適格性を有するために必要な【独立性】とは当該質権について対抗要件を具備させ、公示することが可能である、ということにほかならない」と述べ、銀行預金については、第三債務者である銀行に対する通知または銀行からの承諾において、口座名・口座番号が特定されていれば、第三債務者である銀行は自己の負っている預金債務について、質権が設定されていることを一義的に判断できるから、普通預金は独立性の観点から質権の対象としての適格性を有するとしている。そして、一物一権主義との関係については、前述のような普通預金の法的性質に関する学説の見解を引用し、預け入れられた預金は残高と合計され、1個の債権として取り扱われ

るから、問題ないとしている。さらに、普通預金を複数の債権の集合体としても、一物一権主義との関係において集合体を1個の債権と考えることも可能であるし、複数の個々の債権に質権が設定されていると考えることもできる（1個の通知・承諾によって現在および将来の債権について一括して譲渡の対抗要件を備えることが可能であることは最高裁判決の認めるところであるとしている）<sup>(11)</sup>。

これに対して、森田宏樹教授は、「流動性預金口座においては、口座名義人または第三者による預入等がなされたときに、個々の預入金ごとに預金債権が成立しているわけではなく、ある時点までのすべての個別の入金と支払とを差引計算した残高（バランス）として、その時点における『一個の暫定的な残高債権（solde provisoire）』が存在しているだけである。つまり、入金記帳がなされたときに、個々の預入金はその特定性を失い、それを組み込んだ新たな一個の残高債権が成立する」と述べている。そして、担保の目的となる普通預金債権は、預金口座がその種別と口座番号によって特定されれば、その債権の範囲を、現在および将来にわたって、一義的に特定する関係にあるとしている。なお、森田教授は、普通預金口座の残高債権を、その金額の変動にもかかわらず同一性を有する集合物と捉える見解を批判し、「入金記帳がなされるごとに、既存の残高債権と個々の預入金はいったん消滅し、それに代わる一個の残高債権が新たに成立する」としている。このような考え方の根拠として、誤振込みに関する最高裁判決、対抗要件に関する実務（定期的に対抗要件としての通知・承諾を行っている）の説明との整合性をあげている。

## （2） 普通預金担保の法的構成

普通預金担保の法的構成について、道垣内教授は、その同一性を維持しつつ、内容が変動する1個の残高債権に担保権を設定するものであるとしている。

これに対して、森田教授は、入金または支払記帳ごとに成立する個々の残高債権の集合体について、将来債権として一括して担保権を設定するものであるとしている。

## （3） 普通預金担保の法的効果

### （イ） 対抗要件の効力発生時期

道垣内教授は、対抗要件の効力発生時期について、将来債権の譲渡に関する最高裁判決を参考にし、「普通預金債権においては、ひとたび通知または承諾がなされれば、その額の将来における変動にもかかわらず、全体について、常に対抗要件が具備された状態にあると考えるべきである」と述べ、対抗要件を具備した時点から対抗要件の効力が発生するとしている。

#### (ロ) 詐害行為取消権・否認権との関係

普通預金の担保権者は、特定性の要件をみだす限り、当該口座の将来の残高債権について、その価値を担保として、把握することになる。言い換えれば、他の債権者より優先して、その普通預金債権から債権の弁済を得られることになる。そこで、このような普通預金の担保権設定が詐害行為取消権あるいは破産時における否認権行使の対象になるかどうかの問題となる。

道垣内教授は、普通預金に担保権が設定されている場合を分けて考察している。普通預金に入金された金員が本来他の債権者の有する債権の引当てになっているような場合には、価値増殖部分について、詐害行為の対象となりうるとしている。

これに対して、森田教授は、預金口座に入金された原資のうち、一般債権者の担保となるべきものを区別することは、普通預金の流動性に反するとし、担保権設定時点において、将来の残高債権についても担保となっているのであるから、価値増殖行為は当然には詐害行為とならないとしている。ただし、そのことによる不合理を修正するために、民法90条による制約、預入行為の詐害行為取消（偏頗行為として）の余地を認めている。

### 3 おわりに

普通預金の担保化に関する議論は、新しいものであり、さらに検討する必要がある。とくに、この問題の基礎として、普通預金の法的性質を明らかにする必要がある。道垣内教授のように、集合物と解するか、森田教授のように集合債権と解するかは、難しい問題である。その場合に、担保化の問題だけではなく、誤振込みその他の問題との関連も視野に入れておくことが必要である。また、集合債権、将来債権の担保に関する議論が参考になることも否定できない。集合物ととらえる場合には、残高が一時的にゼロになったときには、担保権は消滅し、新たに預入金等があり、残高がプラスになったときに、改めて担保権を設定する必要があるのではないかという危惧があり、その場合にもなお、担保権が消滅しないと解するために、集合債権説では、入金記帳ごとに残高債権について個別的な債権が更改として生ずると構成しているように思われる。しかし、我妻博士に代表される普通預金の法的構成についての、伝統的な考え方によったとしても、預金残高がゼロになったときに、その上の担保権が消滅するということになるのかどうかなお検討の余地があるように思われる。現在の銀行実務では、残高がゼロになっても預金口座は維持されているのであるから、預金の上の担保も消滅しないと解する余地があるように思われる<sup>(12)</sup>。

また、普通預金の担保化が法的に可能であるとしても、普通預金の担保をどのような場合に

認めるかも問題となる。プロジェクト・ファイナンス、デリバティブ取引など、最初に述べたような実務上必要とされている場合に限定するか、それとも、被担保債権の種類・性質を問題とすることなく、広く担保化を認めるかである。

いずれにせよ、普通預金の担保化が認められる場合には、そのことを預金規定の中に組み込む必要があるであろう。

#### 【参考文献】

道垣内弘人「普通預金の担保化」中田裕康・道垣内弘人編『金融取引と民法法理』有斐閣（2000年）43頁以下

森田宏樹「普通預金の担保化・再論」金融法務事情1654号（2002年）57頁以下、1655号25頁以下

森田宏樹「普通預金の担保化・再論」道垣内弘人・大村敦志・滝沢昌彦編『信託取引と民法法理』有斐閣（2003年）（未見）

三上徹「普通預金担保」金融法務事情1639号（2002年）25頁

堂園昇平「金銭債権担保と普通預金担保」金融法務事情1648号（2002年）4頁

#### 【注】

- (1) 石井真司・竹内克己「預金担保」鈴木祿弥・竹内昭夫編『金融取引法大系第5巻』67頁
- (2) 道垣内弘人「普通預金の担保化」中田裕康・道垣内弘人編『金融取引と民法法理』（有斐閣、2000年）43頁以下、三上徹「普通預金担保」金法1639号（2002年）26頁、森田宏樹「普通預金の担保化・再論（上）」金法1654号（2002年）57頁以下。
- (3) 森田・再論（上）57頁以下。
- (4) 道垣内43頁以下。
- (5) 道垣内43頁以下。
- (6) 金融法務研究会『預金の帰属（金融法務研究会報告書（8））』（2003年）
- (7) 東京高判平成12・12・14金判1108号15頁（マンションの管理会社名義の預金について区分所有者の管理組合が預金者であると認定された事例）等。
- (8) 三上・金法1639号25頁。
- (9) 道垣内弘人「普通預金の担保化」中田裕康・道垣内弘人編『金融取引と民法法理』（有斐閣、2000年）43頁以下、森田宏樹「普通預金の担保化・再論（上）（下）」金法1654号（2002年）57頁以下、1655号（2002年）25頁以下、森田宏樹「普通預金の

担保化・再論」道垣内弘人・大村敦志・滝沢昌彦編『信託取引と民法法理』（有斐閣、2003年）299頁以下。以下において、両教授の見解を紹介するが、個々の引用は省略する。

- (10) 野村重信・谷啓輔「各種預金」鈴木禄弥・竹内昭夫編『金融取引法大系第2巻』有斐閣（1983年）252頁、我妻栄『債権各論中巻の二（民法講義V3）』（1972年）742頁

なお、普通預金債権に設定された質権の有効性を認めた裁判例として、金沢地判昭和32年4月3日下級民集8巻4号683頁があるが、下級審判決であって、事案にも特殊性があり、先例的価値は低いと評価されている（道垣内・前掲46頁）。

- (11) なお、道垣内教授は、担保化の需要のある普通預金は、出し入れが自由な普通預金口座ではないとしている。
- (12) 普通預金債権ではなく、枠として預金口座そのものに担保権が設定されていると解すれば、残高がゼロになっても、担保権は消滅しないといえるように思われるが、このような法的構成が可能かどうかとも検討に値するよう思われる（もっとも、この問題は、在庫商品のような流動動産の担保についても共通するものである）。